

議事の顛末

議 長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第3回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会期を定めることについてを議題とします。本日の第3回浦臼町農業委員会の会期は、平成29年10月26日、本日1日とすることに異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2 会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することでご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、6番 高田委員、7番 三宮委員、よろしく申し上げます。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
局 長	<p>第3回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、</p> <p>日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について1件、でございます。</p> <p>日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、生前贈与1件、経営譲渡2件、でございます。</p> <p>日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による農地転用事業計画変更承認申請について、1件、でございます。</p> <p>これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。</p> <p>日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の1ページをお開き願います。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、下記の者から農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告いたします。</p> <p>平成29年10月26日報告 浦臼町農業委員会会長 日下 文雄</p>

1. 土地及び関係人の表示、所在は「字・・・番地・・・」ほか 4 筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「田」で 39,444 平方メートルです。貸主は「・・・」さん。借主は「・・・」さんです。摘要は合意解約。農地法第 3 条 使用貸借 許可番号・・・号。昭和 58 年 1 月 25 日からの使用貸借でしたが、平成 29 年 10 月 6 日に合意解約の通知書が提出されております。図面は 2 ページになります。場所は鶴沼地区で、鶴沼・・・の南側に位置する・・・に隣接している農地であります。合意解約した農地については、本日の議案にも提出いたしますが、・・・さんへの生前一括贈与の前段としての合意解約であります。議案 1 ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。異議無し。

議 長 それでは、この件の合意解約については、報告通り承認します。

議 長 日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の 3 ページをお開き願います。

1. 土地及び関係人の表示、所在は「字・・・番地・・・」ほか 4 筆。地目については公簿と現況は一覧のとおりで、農地の面積は「田」で 39,444 平方メートルです。譲渡人は「・・・」さん 譲受人は「・・・」さんです。譲渡理由は「農業後継者である譲受人への贈与」、譲受理由は「譲渡人の希望による受贈」で、「生前一括贈与」です。図面は 4 ページとなります。場所は 報告第 1 号で説明しましたとおりですので、割愛いたします。農地法第 3 条第 2 項の各号の判断ですが、5 ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案 3 ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。異議無し。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定いたします。
次に6ページ(貸主)・・・(借主)・・・について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の6ページをお開き願います。
1.土地及び関係人の表示、 所在は「字・・・番地・・・の内」
ほか31筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農
地の面積は「田」で 149,763.00平方メートル、
「畑」で3,874.91平方メートル、農地の合計は 153,
637.91平方メートルです。貸主は「・・・」さん
借主は「・・・」さんです。
貸付、借受理由は、「経営譲渡による使用貸借」使用期間は、10
年間です。図面は7ページから9ページになります。
場所は晩生内地区で国道・・・号沿いの・・・橋から北東に面した一
団地の農地であります。
農地法第3条第2項の各号の判断ですが、10ページに調査書を
添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全
て満たしております。議案6ページの説明は以上であります。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。異議無し。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定いたします。
次に11ページ(貸主)・・・(借主)・・・について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の11ページをお開き願います。
1.土地及び関係人の表示、 所在は「字・・・番地・・・」 ほか
9筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、
農地の面積は「田」で 115,106平方メートル、
「畑」で2,697平方メートル、農地の合計は 117,80
3平方メートルです。
貸主は「・・・」さん借主は「・・・」さんです。

貸付、借受理由は、「経営譲渡による使用貸借」使用期間は、10年間です。図面は12ページになります。

場所は鶴沼地区で中心蔵ライスターミナルの・・・と北側に面した一団地の農地であります。

農地法第3条第2項の各号の判断ですが、13ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案11ページの説明は以上であります。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。異議無し。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定いたします。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の14ページをお開き願います。
議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用事業計画変更承認について、下記の者から農地法第4条の規定により許可を受けた農地転用事業計画変更承認申請書の提出がありましたので承認を求めます。

平成29年10月26日提出浦臼町農業委員会会長 日下 文雄。

1 土地及び関係人の表示、 所在は「字・・・」「・・・番地・・・」公簿、現況はご覧のとおりです。転用面積は12,331平方メートル。申請人は「・・・」さんです。摘要はご覧のとおりです。
15ページをお開き願います。

変更申請は3回目であり、変更理由については、全体的な開発計画を含め再検討した結果、事業見直しに伴う工期の延期であります。変更箇所については、下線を引いてありますので、説明を省略させて頂きます。図面については、16ページであります、転用面積と建築等の事業箇所の変更はありません。

事業計画変更に係る審査表を17ページ以降に添付しており、事業実施には支障ないと判断しております。

なお、詳細については19ページ以降をご参照願います。

議案14ページの説明は以上であります。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 3 番	工期の延長と言うことですが、農業委員会的にはよいと思いますが、社長もかわり、見通しが見つからない中での延期ということなのか、もとに戻すことはできないのか。委員会的には今後、どういう対応を、とらないといけないのか。
事務局	神内ファームからは、現時点では、どのようにするのが、決まっていないと聞いております。検討する期間を頂きたいとのことであります。もし、取り下げとなりますと、設置したものは、現状復旧して、畑に戻さなければならないこととなります。費用のこともあって神内ファームも検討しているところであります。
議 長	ほかにございませんか
全委員	ありません。異議無し。
議 長	それでは、この件につきましては、承認することで決定いたします。
議 長	以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして、第 3 回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。